

## 商品概要説明書

### J A 交付金等つなぎ資金

( 2 0 2 0 年 1 2 月 3 0 日 現在 )

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。</li> <li>○農業を営まれている方又は農業に従事されている方。</li> <li>○交付金等の対象であることが明らかな方。</li> <li>○信用状況に不安のない方。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金及び共済掛金の未払金等がなく、かつ大阪府農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※生活資金は対象外です。また、負債性資金の借換は不可です。</p>
借入金額	○支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○1 年以内とします。
借入利率	○当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
借入方式	○手形借入とします。
返済方法	○指定された貯金口座に交付金等がご入金された際、速やかに償還することとします。
担保	○原則として、担保は不要です。
保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</li> <li>○法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</li> <li>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</li> <li>○連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><b>【法人以外の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、</li> </ul>

	<p>公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。          なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りま。</p>
手数料	<p>○ご融資の際、JAに対して事務手数料は不要です。          ○お借入期間中において、ご返済条件等を変更される場合は、1,100円の条件変更手数料（消費税等を含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置          本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店又は金融共済部金融課（電話：072-725-0752）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。          また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置          外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課又はJAバンク相談所にお申し出ください。          東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）          そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。）          公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）          ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所又は東京三弁護士会にお問合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問合わせください。</p>

JA大阪北部